



介護職員初任者研修受講就労 助成事業

問合せ先／福祉課 (979-8126)

福祉施設などの人材を確保し、介護技術の質の向上を図るため、介護職員初任者研修を終了し、町内の福祉施設などに一定の期間就労した人に研修受講料の一部を助成します。

○対象

町内に住民登録がある人で、町税に滞納がなく介護職員初任者研修を終了した人のうち、次のいずれかに該当する人

【研修終了前に町内の福祉施設などに就労している場合】

…研修を終了後も引き続き町内の福祉施設などに就労し、6か月を経過した人

【研修終了後、新たに町内の福祉施設などに就労する場合】

…研修を終了した日の翌日から3か月以内に町内の福祉施設などに就労し、6か月を経過した人

○助成金額

研修対象経費（受講料および教材費）の2分の1以内（上限50,000円）

○提出書類

- ①申請書
- ②研修の受講料領収証の写し
- ③研修の修了証明書または受講終了を証明する書類の写し
- ④町内の福祉施設などに6か月以上勤務していることを証明する実務経験証明書
- ⑤他の同種の補助を受けている場合、そのことがわかる書類

○その他

- ・他の機関から補助を受けている場合は、補助を受けている金額を差し引いた額が助成対象額となります。
- ・申請書、実務経験証明書は窓口で配布しています。ご不明な点や詳細はお問い合わせください。

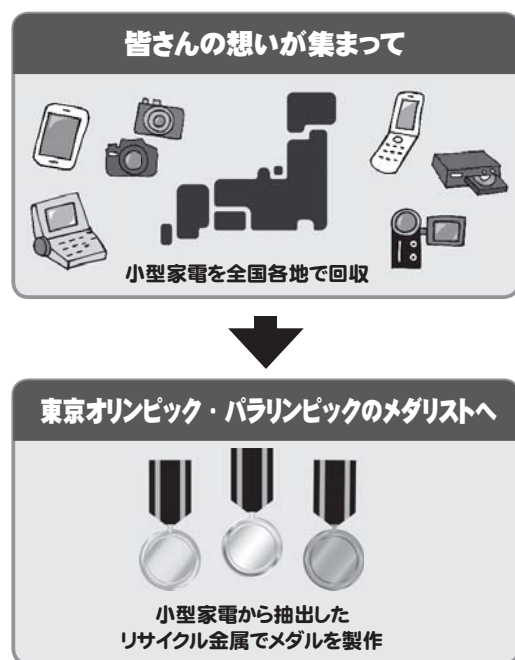


都市鉱山からつくる 「みんなのメダルプロジェクト」

問合せ先／環境衛生課 (979-8112) ごみ焼却場 (974-0223)

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに、不要になった小型家電に含まれるリサイクル材が活用されることになりました。

東京2020組織委員会が主催するこの取り組みに全国の自治体が小型家電の回収で協力することになり、函南町も同プロジェクトに参加します。2020年以降も持続可能なリサイクルの促進につながることを期待しています。



○町内の回収場所

- ・役場東側玄関横
- ・農村環境改善センター
- ・西部コミュニティセンター
- ・ごみ焼却場

※町と協定を締結した使用済み小型家電の宅配回収も利用可能です。

○その他

詳細は函南町ホームページかプロジェクトホームページ（www.toshi-kouzan.jp）でご確認ください。

都市鉱山 リサイクル 検索

野外焼却(野焼き)は禁止！！

問合せ先／環境衛生課 (979-8112) 田方北消防署 (978-0119)

野外焼却は、法律や県の条例により、一部例外を除いて禁止されています。

屋外でごみなどの焼却行為は、有害なダイオキシン類が大气や土地を汚染し、煙やにおいなどで生活環境に悪影響を与えるだけでなく、隣近所の迷惑になることがあります。

ごみを処分する場合は、ごみ収集日にごみ置き場へ出し、大量の場合や粗大ごみはごみ焼却場へ直接持ち込みましょう。

※一部の例外として認められている焼却とは？

- ・農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例外として認められている焼却行為でも苦情があった場合は、改善命令や各種行政指導、罰則などの対象となることがあります。

法律で禁止されている焼却行為

- ①ドラム缶やブロック囲いを利用した焼却
- ②地面に穴を掘っての焼却
- ③焼却設備の構造基準に適合していない小型焼却炉を利用した焼却

- ・例外として認められる焼却でも、周囲に迷惑や不安を与えることが多いので、事前に田方北消防署へ届け出をし、環境衛生課へ連絡をしてください。
- ・タイヤやビニール、プラスチック類は、いかなる場合においても焼却を行ってはいけません。